



その貴金属、本当に 売るつもりでしたか？

望まない買取は

きっぱりと

断ってください



契約してしまった場合でも、法定書面を受け取った日から8日以内なら**買い取られた物品**を取り戻せるクーリング・オフ制度があります。困ったときは、最寄りの消費者センターに相談しましょう。

消費者ホットライン

